

令和5年3月10日

令和5年登米市議会定例会 2月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議 案 第 42 号	令和 4 年度登米市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議 案 第 43 号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	5
議 案 第 44 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について	6
議 案 第 45 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について	7

議案第 43 号

宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から白石市外二町組合が脱退することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

宮城県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合格約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、白石市外二町組合」を削る。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮城県市町村職員退職手当組合負担金条例第6条第1項の規定により白石市外二町組合が令和5年3月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合に納付した負担金の総額と同日までに退職した白石市外二町組合職員に支給した退職手当の総額との差額（以下「脱退清算金」という。）は、白石市外二町組合格約に規定する持分の割合により、白石市が86.7パーセントを、蔵王町が8パーセントを、七ヶ宿町が5.3パーセントを脱退清算金として納付するものとする。

議案第 44 号

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同 設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から白石市外二町組合が脱退することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「・白石市外2町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 45 号

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置 規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から白石市外二町組合が脱退することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「・白石市外2町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。